

# 参議院議員通常選挙

## 投票日 7月10日

入場券を持参しなくても、手ぶらで投票できます！

### 当日投票

入場券に記載されている投票所をご確認の上、お出かけください。

第10投票区の市役所5階中会議室は、期日前投票所と同じ投票場所ですが、期日前と異なり**選挙日当日は第10投票区に選挙権をお持ちの人しか投票できませんのでご注意ください。**

また、選挙全般に関するお問い合わせなどは、第10投票区の投票所ではなく市役所3階の選挙管理委員会にご連絡ください。

### 期日前投票

投票日に「仕事がある」「旅行に行く」「冠婚葬祭の予定がある」などの理由で投票所へ行けない人、または商業施設などに寄ったついでに投票をしたい人、コロナ禍で密を避けるため期日前投票を希望する人も、下記の場所で期日前投票ができます。期日前投票を行うには、「期日前投票宣誓書」を記入する必要があります。入場券の裏面が「期日前投票宣誓書」になっていますので、記入してご利用ください。期日前投票所にも宣誓書を用意してあります。期日前投票はお住まいに関係なく、いずれの期日前投票所でも投票をすることができます。

期日前投票所	期日前投票日時	
市役所5階 中会議室	7/9(土)まで	8:30~20:00
多度地区市民センター1階ロビー	7/2(土)~9(土)	8:30~20:00
長島地区市民センター1階ロビー		
JAみえきた長島営農センター倉庫(長島町又木41)	7/4(月)~6(水)	9:00~12:00
桑名駅自由通路	7/4(月)~8(金)	17:00~20:00
サンシティ(大字星川785)	7/7(木)・8(金)	10:00~19:00
	7/9(土)	10:00~18:00

### 選挙公報

大切な一票を投じるために、政党や政治団体の政策、候補者の政見などを知ることが大切です。これらが記載された選挙公報を7/6(水)までに中日新聞に折り込み、7/8(金)までに各家庭のポストに投函する予定です。

また、市役所、各地区市民センター、各まちづくり拠点施設などの市の施設に備え置きます。三重県のホームページにも掲載されます。

問 市選挙管理委員会(総務課内) (☎ 24-1216 FAX 24-1350)



### 入場券がなくても投票できます！

もし入場券が届かなかったり紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されていて、投票所で本人確認ができれば投票できます。「投票所入場券」がないことを投票所の係員に伝えてください。書類に記入して本人であることを宣誓していただきます。

### 在外選挙人証をお持ちの人は

在外選挙人名簿に登録されており、在外選挙人証をお持ちの人は、国内では名簿登録地での帰国投票、滞在地で不在者投票ができます。ただし、国内の選挙人名簿に登録された場合は、在外投票制度は利用できません。

## 後期高齢者医療制度、桑名市国民健康保険に加入の人へ大切なお知らせ

### 後期高齢者医療制度に加入の人へ

**お知らせ ①** 今年度は、後期高齢者医療被保険者証(保険証)が2回に分けて届きます  
窓口負担割合の見直し(2割負担\*)が10月から実施されることから被保険者証は、2回に分けて三重県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。  
※医療費自己負担割合の2割負担区分の詳細は被保険者証と同封の小冊子でご確認ください。  
1回目…送付時期は7月中旬で、有効期限は令和4年9月30日の紫色の被保険者証  
2回目…送付時期は9月中旬で、有効期限は令和5年7月31日の若草色の被保険者証

**お知らせ ②** 限度額適用認定証などは自動的に更新されて届きます  
病院の窓口へ提示すると、窓口の一部負担金および、入院時の食事負担額などが減額されるこれらの認定証は、すでに持っている人で今年度も所得区分に変更のない場合は自動的に更新され、三重県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。

**お知らせ ③** 7月中旬に今年度の保険料額および納付方法の通知が届きます  
保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。被保険者一人ひとりに対して計算した保険料額を通知します。

問 三重県後期高齢者医療広域連合(☎ 059-221-6883 FAX 059-221-6881)  
または保険年金室(☎ 24-1179 FAX 24-1357)

### 桑名市国民健康保険に加入の人へ

**お知らせ ①** 7月下旬に、新しい国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証\*)が届きます  
すでに別の健康保険に加入している人で、新しい国民健康保険被保険者証が届いたときは、保険年金室、各地区市民センターまたはサテライトオフィスへ、健康保険の保険証と今回届いた国民健康保険証を持参して、国民健康保険の喪失手続きを行ってください。  
※8/1(月)現在で70歳以上75歳未満の人は保険証と高齢受給者証が一体化されています。

**お知らせ ②** 8月1日(月)から限度額適用認定証などが更新されます(更新には申請が必要)  
桑名市国民健康保険に加入する70歳未満の人は、申請により、医療機関での1カ月の窓口負担が自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を交付します。また、今年度の住民税非課税世帯の人は、申請により、入院時の食事負担額が減額される「標準負担額減額認定証」を交付します。申請は随時受け付けていますが、適用は申請した月の初日からとなります。なお、現在認定証をお持ちで、引き続き必要な人も必ず申請をしてください。

**お知らせ ③** マイナンバーカードが保険証として利用できます  
医療機関や薬局の窓口で、従来の保険証とは別に、事前にマイナポータルから保険証利用の「初回登録」を行うとマイナンバーカードが保険証として利用できるようになりました。後期高齢者医療や社会保険などの人も登録できます。マイナポータルはこちら  
※マイナンバーカードを利用できない医療機関もあるため、従来の保険証は破棄せず、持参してください。

問 保険年金室(☎ 24-1174 FAX 24-1357)



こちら